

## 第1回鹿屋市国民健康保険運営協議会 会議録（要点筆記）

日 時：令和4年7月14日（木）午後3時00分～午後4時00分

会 場：鹿屋市役所全員協議会室（議会棟3階）

出席者：池之上キヨ子、山下悦子、北之園静江、前田稔廣、福田恒典、吉留勝雄  
12人 原田学、宮下昭廣、上籠司、渡邊正人、落合三重子（新任）、本田親則  
欠席者：脇田ひとみ、新垣和彦  
2人  
(敬称略)

事務局及び関係部課職員出席者：畑中保健福祉部長、竹之内健康づくり・高齢者支援  
対策監

(健康保険課) 岡健康保険課長、的場課長補佐、奥園室長、有嶋係長、松原主事

公開・一部公開の別：公開

傍聴者数：0人

議 題：(1)鹿屋市国民健康保険運営協議会委員副会長選挙  
(2)鹿屋市国民健康保険事業特別会計令和3年度決算及び令和4年度当初予  
算について

会次第	動 態	会 議 内 容
1 開 会	事務局	○開催要件の確認 本日の会議は、「被保険者を代表する委員」が3人、「保険医及び保険薬剤師を代表する委員」が4人、「公益を代表する委員」が3人の出席であり、各委員について、1人以上かつ定員の半数以上が出席されていることから、鹿屋市国民健康保険条例施行規則第7条で定める会議の開催要件を満たしていることを確認
2 部長挨拶	部長	省略
3 報告 (1) 鹿屋市国民健康保険運営協議会委員の辞職について (2) 新委員の就任について	事務局	省略

会次第	動 態	会 議 内 容
4 委員紹介	事務局	省略
5 副会長選挙	事務局	鹿屋市国民健康保険条例施行規則第4条の規定により、副会長の選任を行う。事務局一任との声があり、事務局(案)に基づき、渡邊正人委員に決定
6 会議録署名委員の指名	会長	○指名 鹿屋市国民健康保険条例施行規則第12条の規定に基づき指名 2名(北之園静江 委員、山下悦子 委員)
7 協議 (1) 鹿屋市国民健康保険事業特別会計令和3年度決算について	事務局 委員 事務局 委員 事務局 委員 事務局 委員 事務局 委員 事務局 委員 事務局 委員 事務局	○資料に基づき説明 【質疑・応答】 質問：令和3年度決算での歳入歳出の差額は、コロナの影響があるのか。 応答：県への納付金の減少によるもの。県内で前期高齢者の加入割合が上昇したことに伴い、国から県への交付金が増え、県全体で県への納付金下がった。 質問：収納対策について、訪問の接触率は3割程度だが、昼間家に居ないということか。 応答：いない場合も多い。 質問：電話連絡はしているのか。 応答：電話連絡ができない方に訪問接触を実施している。 質問：収納率は、県内でも上位の方か。 応答：市の同一規模の団体では中位。 質問：収納率の高いところはどこか。 応答：同一規模の団体の中では出水市。 質問：特定健康診査の受診率が19市中16位という結果を踏まえ、令和4年度以降の対策はあるか。 応答：コロナの影響による受診控えがあるが、令和4年度以降新たな取組を検討したい。 質問：受診率が高いところの工夫例などはあるか。 応答：受診率の高い自治体では、町内会ごとの受診率に応じて交付金を決めている。鹿屋市での実施は、個人情報観点から難しい。 質問：受診率の達成水準などは決められているのか。 応答：国から令和5年度までに受診率60%を目指すよう示されている。

会次第	動 態	会 議 内 容
(2) 鹿屋市国民健康保険事業特別会計令和4年度当初について	事務局	○資料に基づき説明 【質疑・応答】 なし
(3)その他	委員	【質疑（意見）・応答】 意見：市からのジェネリックの変更要請のハガキについて、昨今の医療流通事情により必ずしもジェネリック医薬品に変更できない薬品があることを承知いただきたい。
	事務局	応答：ジェネリックの使用促進ハガキについて切り替えた場合の内容について記載しており、医師や薬剤師の指示に従っていただくよう指導は行っている。
8 その他	事務局	○今年度の協議会の開催 ・次回を令和4年10月中に開催予定
9 閉会	事務局	省略
問合せ先	鹿屋市 保健福祉部 健康保険課 国民健康保険係 電話番号 0994-43-2111 (内線 3159)	